

大使館便り

第262号 令和7年1月13日
在ポルトガル日本国大使館

1. 太田大使からの御挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年2024年は、天正遣欧使節リスボン到着440周年を記念して、関連する様々なイベントが行われました。ポルトガルの人々にとっても日本人にとっても、この歴史が親しまれ、現在まで続く重要な意味を持つことを感じられました。御協力及び御尽力を賜りました皆様に改めて感謝申し上げます。

本2025年は、4月から10月にかけて、大阪・関西万博が開催されます。「海洋」をテーマとするポルトガル館が、日本の建築家隈研吾氏のデザインで、万博会場の中心部を飾る予定です。5月5日に万博会場で予定されている「ポルトガル・デー」にはルイス・モンテネグロ首相、10月にはマルセロ・レベロ・デ・ソウザ大統領の訪日も予定されています。当館では、ポルトガル大統領府、首相府、外務省、投資貿易促進庁(AICEP)と緊密に連携し、ポルトガルの万博出展及び要人訪日の成功、またその情報発信のため日々努めています。

日本とポルトガルは、480年を超える交流の歴史に基づく友好関係だけでなく、未来を見据えた関係を築く重要なパートナーです。今年も引き続き、両国の友好親善の発展に向けて尽力して参りますので、皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。末筆になりますが、本年の皆様の御健勝と御発展をお祈りいたします。

2. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar (注: ANACOM のビル内) に移転しました。

3. 政治・経済関係

(1) インテルカンプス社の世論調査結果

12月3日、インテルカンプス社は政党支持に対する世論調査結果を発表しました。世論調査の結果、野党の社会党(PS)が支持率27.1%で首位となり、与党の民主同盟(AD)は、26.0%で2番手となりました。野党第2党のシェーガ党(CH)は14.6%となりました。議会の傾向としては、前回同様、右派政党の支持率が左派政党を上回ります。最新の世論調査の結果は以下のとおりです。

政党名	支持率
-----	-----

民主同盟 (AD) *	26.0%
社会党 (PS)	27.1%
シェーガ党 (CH)	14.6%
リベラル主導党 (IL)	7.5%
左翼連合 (BE)	5.2%
自由党 (L)	3.0%
統一民主同盟 (CDU) **	3.0%
人と自然と動物の党 (PAN)	2.9%

*社会民主党 (PSD) と民衆党 (CDS-PP) の連合

**ポルトガル共産党 (PCP) ・緑の党 (PEV) の連合

(2) マデイラ自治州議会での問責決議案の可決

12月17日、マデイラ自治州議会において、シェーガ党 (CH) が提出した自治州政府に対する問責決議案が可決されました。同問責決議案には、少数与党の社会民主党 (PSD) 及び民衆党 (CDS) のみが反対票を投じ、その他野党 (人民共同党 (JPP)、シェーガ党 (CH)、統一民主連合 (CDU)、リベラル主導党 (IL)、人と動物と自然の党 (PAN) 左翼連合 (BE)) は全て賛成票を投じました。同月19日、イレネウ・バハート/マデイラ自治州共和国代表は17日の自治州議会における問責決議の可決を受け、自治州議会にて議席を擁する全ての政党の党首より意見聴取を行いました。12月23日、「バ」代表はレベロ・デ・ソウザ共和国大統領とベレンにて会談し、解散選挙の可能性に関して意見交換がなされました。

(3) ルイス・モンテネグロ首相によるクリスマス及び年末のメッセージの発出

12月25日、ルイス・モンテネグロ首相は、クリスマス及び年末のメッセージを発出しました。同首相は「今まさに終わりを迎えようとしているこの1年は、転換と変化の年であった。新政権は新たな優先事項と選択肢をもたらした。(中略) 私たちは現在を大切に、未来を築くために取り組んできた。」と述べました。モンテネグロ首相は、最も差し迫った問題の解決に取り組むと述べるとともに、年金増額、若者向け所得税の減税、最低賃金および公務員給与の引き上げ等について言及し、「政府は戦略的かつ構造的な変革を実施している」と述べました。そして、「政府は、連帯と寛容の精神をもって、国民が困難を乗り越えることができると信じている。我々は、誰一人取り残されることなく、共に歩んでいく」と締めくくりました。

(4) メーカー別電気自動車 (EV) 年間販売台数の統計の発表

12月2日、ポルトガル車協会は、2024年のメーカー別電気自動車 (EV) 年間販売台数の統計を発表した。2024年の販売台数は前年と比べて増加傾向にあるが、特に、

中国BYD社の増加率が顕著となっている。2023年との比較を合わせた数値は以下のとおり。(2024年は11時点の数値)

メーカー	2023	2024	増加率
米テスラ	8146	8377	2.8%
独 BMW	2966	3721	25%
瑞 Volvo	1235	2964	140%
仏 Peugeot	2289	2720	18%
独 Mercedes	2112	2532	19%
中 BYD	271	2350	767%
独 Volkswagen	2221	1523	-31%

4. 広報・文化関係 (報告)

1月6日、熊本県の宇城市と、アレンテージョ地方のヴィディゲイラ市との間に、姉妹都市提携が結ばれました。これまでポルトガル国内には国際友好都市を含む8組の姉妹都市等の提携がありましたが、今回の新たな提携により9組の姉妹都市等が提携されていることとなります。

8日には、守田憲史宇城市長が当館を訪問し、宇城市とヴィディゲイラ市との間の今後の提携について太田大使との間で意見交換をしました。

(イベント)

(1) カーザ・アジアにおける日本文化イベント

カーザ・アジア美術館 (Largo Trindade Coelho 22, 1200-365 Lisboa) では、1月から日本の文化イベントが開催されます。イベントは以下のとおりです(参加費が明記されているイベント以外は入場無料、要事前申込)。各プログラムの詳細は以下のリンク先を御覧ください。

【1月】

- 14日(火) 18時 書道ワークショップ(参加費25ユーロ、上限20名)
- 23日(木) 18時 講演会「ルイス・フロイスの日本、4名の少年使節団と、日本における西洋音楽」
- 25日(土) 10時半/12時 5~8歳子供向け影絵芝居「鶴の歌」

【2月】

- 6日(木) 18時 講演会「知恵の葉：茶の伝統芸術」
- 20日(木) 18時 茶道入門講座(参加費40ユーロ、上限20名)

22日(土) 10時半/12時 8~10歳子供向け影絵芝居「あきみの龍」

【3月】

8日(土) 日本映画上映 アニメ「河童の三平」

15日(土) 15時 墨絵ワークショップ(参加費25ユーロ、上限20名)

22日(土) 10時半/12時 5~8歳子供向け影絵芝居「中国の茶」

<https://scml.pt/media/noticias/casa-asia-colecao-francisco-capelo-dedica-programa-cultural-ao-japao/>

予約・問い合わせ: ca.cfc@scml.pt 213 235 250 / 213 235 401



(2) 「日本語で話そう！iVamos a NIHONGUEAR!」の開催

国際交流基金マドリッド日本文化センターでは、日本語話者の方(ネイティブ、バイリンガル等)、日本語を学習する方(A2レベル以上)を対象に、年に10回ほど日本語の会話クラブ「日本語で話そう！iVamos a NIHONGUEAR!」を開催しています。

1月はオンライン開催！「冬やすみにしたこと」をテーマにたくさんおしゃべりします。ポルトガルのみなさまのご参加もお待ちしております。

日時：2025年01月24日(金) 17:30~19:00(ポルトガル時間、UTC+0)

場所：Online(ZOOM)

参加費：無料

対象者：日本語話者の方、A2以上の日本語学習者の方

お申込みはこちらから：<https://forms.office.com/r/peVZf1UrV6>

ご不明な点等ございましたら、md_nihongo@jpf.go.jpまでお問合せください



¡Vamos a Nihonguar!

日本語で話そう！

(3) リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象：幼稚部～中学3年生

業務内容：日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格：日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア:

業務内容：授業補助、教師補助など

応募資格：日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日：毎週土曜、8:45~13:15

勤務地：リスボン日本語補習授業校（詳細は、以下HPを御覧ください。）

（補習校HP：<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool>）

その他：詳細は面接時に説明いたします。

応募方法：履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

(お知らせ)

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp まで御連絡ください。

5. 領事関係

(1) 旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。

イ 現在は、旅券の申請から交付まで約7業務日で行っておりますが、3月24日以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 具体的には、今後当館ホームページ等でもご案内しますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期限が十分ご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討下さい(旅券の残存有効期間が1年未満の場合に切替申請が可能です)。

エ なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えする予定ですが、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します)。

※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってまいりました。

しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月24日以降は、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了いたします。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。電子申請の利用方法は、下記のリンクから御確認いただけます。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html

(2) マイナンバーカード申請・交付業務の開始

5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者(2015年10月5日

以降に国外転出をしている方に限る。)も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館 [HP](#) (領事情報から「マイナンバーカード」のリンク) を御参照ください。

(3) 新事務所での領事窓口の御案内 (2024年3月に大使館は移転しました。)

2024年3月に、在ポルトガル日本大使館は新事務所 (Rua Ramalho Ortigão 51、ANACOMビルの6階。)へ移転しました。領事班の連絡先及び窓口時間に変更はございません。大使館の住所の地図等、詳細は当館HPを御覧ください。 https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/annai_index.html

(4) 一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

2024年より、各種証明 (一部を除く) のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード (デビットカード含む、以下同様。) によるオンライン決済が可能となりました。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。

詳細は、当館HPを御覧ください。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00949.html

(5) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク (農林水産省) を御確認ください。

(動物検疫) <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(植物防疫) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

○植物防疫所ウェブサイト

「植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/210301.html>

「よくあるご質問 (海外からの持ち込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です (旅行者 (携行品))」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

(15 秒版) <https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

(30 秒版) https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html ※各言語字幕版

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(6) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

2024年7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外選挙人証の交付に要する期間を大幅に短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を経由して在外公館に送付していました。これが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

この機会に、在外選挙人証の申請を是非御検討ください。

詳細は下記（外務省ホームページ）を御覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow2.html>

申請にかかるお問い合わせ先

在ポルトガル大使館（領事班）

連絡先: consular@lb.mofa.go.jp

(7) 旅券（パスポート）の電子申請

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html

(8) 「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は以下のサイトからお願いします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

(9) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(10) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→ (https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html) (観光庁HPからの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6か月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

(11) 御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。

大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 (emb-japan.go.jp)

領事手数料は、窓口で現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。